

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2022年5月11日

イスラエル当局による新型コロナウイルス対応に関する情報提供 5/11

【ポイント】

5月11日現在のイスラエルでとられている水際措置について御案内します。これらはいずれも、イスラエル政府の定める指針・規則に基づくもので、今後の感染状況等に応じて随時変更される可能性があります。イスラエルの出入国に関する手続きは、以下の各種リンク等から最新の規制内容等も確認し、対処してください。

(保健省 International Travel)

<https://corona.health.gov.il/en/abroad/>

(観光省)

<https://israelSAFE.com/>

● イスラエル政府は、5月20日(金)以降、テルアビブ(ベン・グリオン)国際空港到着時のPCR検査受検の必要がない旨を決定しました。

● また、イスラエル入国に際し取得する滞在地出発72時間以内の新型コロナウイルスPCR検査のほか、5月10日(火)以降、滞在地出発24時間以内の抗原検査による英文陰性証明も認められることになりました。

(保健省プレスリリース、英語)

<https://www.gov.il/en/departments/news/08052022-01>

【本文】

1 渡航に先立って確認すべきこと

(1) 航空便の運航は、直前の変更・キャンセル等、引き続き流動的となることが見込まれます。イスラエル出入国を御検討の方は、各航空会社のウェブサイト等で運航状況をよく確認してください。

(2) 日本への帰国・日本からの入国を御検討の方は、乗継地の各種要件を確認する必要があります(例:乗継地で宿泊を要するフライトスケジュールの場合、入国の可否、PCR検査証明提示の要否、隔離の有無等を確認する。)

(3) 新型コロナウイルス・ワクチン接種完了者がイスラエルから隔離措置なしで往来可能な対象国は、随時変更されます。日本以外の第三国との往来を検討される方は、航空会社・旅行代理店、それぞれの国の関係当局等で最新の規制状況を確認してください。

2 イスラエル入国に関する水際措置

(1) 事前の検査

滞在地出発前72時間以内の新型コロナウイルス PCR 検査（採取検体は鼻咽頭ぬぐい液に限られていましたが、唾液も認められています。）又は同24時間以内の抗原検査を受検し、陰性結果と旅券番号が記載された英文陰性証明書を手する。

また、次の場合、滞在地出発前の検査義務は免除される（5月19日までは、到着時のPCR検査受検義務は免除されない。）。

- イスラエル人、永住者、A5査証を所持する方
- イスラエル国外の滞在期間（滞在国へ着陸した時点からイスラエルに向け離陸するまでの間）が72時間以内の場合
- 新型コロナウイルスから回復した者で、過去3か月以内のPCR検査陽性結果を航空会社職員に提示した場合。なお、同陽性結果から8日間以上経過していること。

イスラエルまでの旅程に乗継ぎが含まれており、乗継地での滞在が24時間を超える場合、イスラエルに到着する便の離陸前72時間以内のPCR検査受検が必要です。

（保健省プレスリリース、英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/28022022-02>

(2) 滞在地出発前48時間以内の入国用フォーム（Entry Statement）記入

以下のリンクから必要事項を入力し、入国を許可する旨の承認（コンファメーション）を取得する必要があります。保健省は時間に余裕をもった提出を推奨しています。

（保健省、入国用フォーム）

<https://corona.health.gov.il/en/flights/>

イスラエル国内で新型コロナウイルス・ワクチン接種を済まされた方が上記フォームに記載する場合、ワクチン接種証明書のアップロードは求められないようですが、渡航の際には有効な接種証明書（デジタルデータ又はハードコピー）を所持してください。

イスラエル国外でワクチン接種／回復し、検証可能なデジタル証明書（QRコード付きの証明書）を保持する方は、入国用フォームへの入力時に接種証明書又は回復証明書をアップロードし、搭乗前に承認（コンファメーション）を受け取ってください。なお、添付書類がアップロードできない場合は、画面上で接種歴等の情報を入力してください。

イスラエル国外でワクチン接種／回復し、検証可能なデジタル証明書を保持しない方は、入国用フォームでの申請（その後、コンファメーション取得）の上、以下URLのフォームも提出する必要があります。同フォーム下部「Recovery

certificate」欄にワクチン接種証明書をアップロードしてください。

<https://govforms.gov.il/mw/forms/vaccine-or-recovery-documentation@health.gov.il#!request>

(3) 新型コロナウイルスの治療のための補償付き健康保険契約

同保険契約はイスラエル入国のため必須と案内されています。ただし、A 1～A 5 ビザ又は B 1 ビザを所持し、雇用主を通じて医療保険に加入している方には適用されません。

(保健省 International Travel, Entry of Non-Israeli Citizens to Israel の 2.)

<https://corona.health.gov.il/en/abroad/arriving-foreign-nationals/>

(4) 携行書類

入国用フォーム提出後に受け取る入国を許可する旨の承認（コンファメーション、デジタルデータで十分。）及び PCR 検査の陰性証明が必要書類として、また、書類検査はランダムに行われる旨明記されています。

3 イスラエル出国に関する水際措置

(1) 事前の検査

イスラエル出国時に PCR 検査は義務づけられていませんが、渡航先国の入国管理上、同検査の陰性証明の携行・提示義務が課せられているケースがあります。渡航先国において、入国の何日前までの受検が必要かは、渡航先国によって異なりますので、渡航先国の関係機関ウェブサイト等で確認してください。

なお、日本へ帰国する場合、PCR 検査による陰性証明を用意する必要があり、同証明書には厚生労働省が定める検体、検査方法、検査時間の記載を満たす必要があります。記載項目や検査証明の内容に不備がある場合には、航空便（乗継便）への搭乗が拒否されますので、必ず下記 URL 内「1（2）日本へ入国する場合」に記載された医療機関で検査を受けてください。

(当館作成、イスラエル国内における PCR 検査（出入国関連）について)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100202820.pdf>

(保健省ホームページ Hospitals Providing Private COVID-19 Testing)

<https://www.gov.il/en/Departments/DynamicCollectors/private-covid-test?skip=0>

(2) 出国のための許可申請等

クルーズ船での出国者を除き、出国時に特段の手続きは求められていません。なお、イスラエル政府は、16歳以上のイスラエル人、非イスラエル人の永住者及びAビザ所持者（永住権のないイスラエル人の配偶者等をいう。以下同じ。）が「Highest Risk（赤色）」の国々へ渡航することを原則禁止していますが、5

月 11 日現在、赤色指定国はありません。

(保健省ホームページ Cruise)

<https://corona.health.gov.il/en/abroad/cruise/>

4 陸路での出入国

陸路でヨルダン及びエジプト(シナイ半島)へ渡航予定の方は、以下のサイトを御確認ください。

(保健省ホームページ Leaving by Land)

<https://corona.health.gov.il/en/abroad/leaving-israel-by-sea-and-land/>

(Israel Airports Authority ホームページ Land Boarders)

<https://www.iaa.gov.il/en/airports/ben-gurion/notifications-and-updates-during-covid-19/>

5 イスラエル(再)入国後

(1) 空港等到着時

すべての入国者は、到着した空港等で PCR 検査を行う必要があります。

詳しくは下記 URL 内「2 イスラエルへ入国する場合」を参照してください。

(当館作成、イスラエル国内における PCR 検査(出入国関連)について)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100202820.pdf>

なお、5月20日(金)以降、テルアビブ(ベン・グリオン)国際空港到着時の PCR 検査受検の必要はなくなる予定です。

(保健省プレスリリース、英語)

<https://www.gov.il/en/departments/news/08052022-01>

(2) 入国後の隔離

入国後に空港内で PCR 検査を受けた後、同検査の陰性結果が来るまで又は検査後 24 時間のいずれか短い期間、自宅等において隔離を行います。

隔離のための自宅又は宿泊先への移動に公共交通機関を利用することができません。

6 イスラエル国内での証明書の取得

(1) 新型コロナウイルス・ワクチン接種完了者及び新型コロナウイルス感染回復者は、以下の申請サイトから手続の上、PDF ファイルの形で証明書を入手できます。不具合で操作できない場合には、時間をおいて繰り返し試みてください。

(新型コロナウイルス証明書申請サイト)

<https://corona.health.gov.il/en/green-pass/>

(2) 2回目又は3回目の同ワクチン接種から10日以上経過しているにもかかわらず、上掲の申請サイトから入手できない場合には、以下の方法で保健省に

直接電話し、申請することができます。

ア *5400（保健省）へ電話（ただし、繋がりにくい場合あり。）。

イ ヘブライ語のメッセージが流れるので、途中で「1（新型コロナウイルス関連）」を押す。

ウ 言語選択のメッセージが流れるので、英語のアナウンスが流れる「3」を押すと、英語を話すオペレーターが対応します。

エ 「新型コロナウイルス・ワクチン接種完了証明」の有効期限延長ができない（取得できない）旨を伝え、先方の質問に答える形で、ID番号（又は旅券番号）、生年月日、携帯電話番号、2回の同ワクチン接種日、接種場所（〇〇病院など）等を伝えます。

オ 先方に伝えたEメールアドレスあてに「同証明書」が送付されてきます。

【参考情報】

ア イスラエル保健省：新型コロナウイルス情報センター（英語）

<https://corona.health.gov.il/en/>

イ イスラエル入国管理局：新型コロナウイルス関連（英語）

https://www.gov.il/en/departments/news/border_closing_coronavirus_14062020

ウ 新型コロナウイルスについて当館から発出したこれまでの情報提供

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

エ 駐日イスラエル大使館ホームページ、日本語

<https://embassies.gov.il/tokyo/ConsularServices/Pages/consular-services.aspx>

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP:

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>